

## 防衛省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案					現 行				
別表第1 (第16条関係)					別表第1 (第16条関係)				
防衛省行政文書保存期間基準					防衛省行政文書保存期間基準				
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型 (施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型 (施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の 制定又は 改廃及び その経緯	(1) 立案の 検討	ア (略)	30年	(略)	1 法律の 制定又は 改廃及び その経緯	(1) 立案の 検討	ア (略)	30年	(略)
		イ 立案の検討に関 する審議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議又 は提言</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議又 は提言</li> </ul>		
	ウ (略)	(略)		ウ (略)	(略)				
	(2)～(7) (略)	(略)		(略)		(2)～(7) (略)	(略)		(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 政令の 制定又は 改廃及び その経緯	(1) 立案の 検討	ア (略)	30年	(略)	3 政令の 制定又は 改廃及び その経緯	(1) 立案の 検討	ア (略)	30年	(略)
		イ 立案の検討に関 する審議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議又</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議又</li> </ul>		

				は提言
		ウ (略)		(略)
	(2)～(7) (略)	(略)		(略)
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告又は提言</li> </ul>
	ウ (略)	(略)		
	(2)～(5) (略)	(略)		(略)

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

5 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) (略)	(略)	30年	(略)
	(2) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の	ア (略)		(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言</li> </ul>
ウ～オ (略)	(略)			

				は提言
		ウ (略)		(略)
	(2)～(7) (略)	(略)		(略)
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア (略)	30年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告又は提言</li> </ul>
	ウ (略)	(略)		
	(2)～(5) (略)	(略)		(略)

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

5 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) (略)	(略)	30年	(略)
	(2) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の	ア (略)		(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言</li> </ul>
ウ～オ (略)	(略)			

	項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。)			
6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	ア～ウ (略)	10年
		エ 会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口) <u>及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書</u>		(略)
		オ (略)		(略)
7	省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア・イ (略)	10年
		ウ 省議に検討のための資料として提出された文書(七の項口) <u>及び省議(大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書</u>		(略)
		エ (略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯				
8	複数の行政	複数の行政	ア～ウ (略)	10年
				(略)

	項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。)			
6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	ア～ウ (略)	10年
		エ 会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口) <u>(新設)</u>		(略)
		オ (略)		(略)
7	省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア・イ (略)	10年
		ウ 省議に検討のための資料として提出された文書(七の項口) <u>(新設)</u>		(略)
		エ (略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯				
8	複数の行政	複数の行政	ア～ウ (略)	10年
				(略)

行政機関による申合せ及びその経緯	機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
		オ (略)		(略)
9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア (略)	10年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		ウ～オ (略)		(略)
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア (略)	10年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		ウ～オ (略)		(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
11 個人の権利義務の得喪	(1) 行政手続法（平成5年法	ア 立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録

行政機関による申合せ及びその経緯	機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
		オ (略)		(略)
9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア (略)	10年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		ウ～オ (略)		(略)
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア (略)	10年	(略)
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		ウ～オ (略)		(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
11 個人の権利義務の得喪	(1) 行政手続法（平成5年法	ア 立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

及びその 経緯	律第88号)第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ～オ (略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言</li> </ul>	
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	ア (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	(略)
		イ 審議会等文書(十四の項口)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議又は意見</li> </ul>	
		ウ・エ (略)		(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
12 法人の権利義務の得喪	(1) 行政手続法第2条第8号	ア 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> </ul>	

及びその 経緯	律第88号)第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ～オ (略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言</li> </ul>	
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	ア (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	(略)
		イ 審議会等文書(十四の項口)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議又は意見</li> </ul>	
		ウ・エ (略)		(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
12 法人の権利義務の得喪	(1) 行政手続法第2条第8号	ア 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事録・議事概要</li> </ul>	

及びその経緯	口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ～オ (略)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 (略)
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	ア (略)	裁決、決定	(略)
		イ 審議会等文書 (十四の項口)	定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見 (略)
	ウ・エ (略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
職員の人事に関する事項				
13 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項				
14 告示、訓令及び通達の制定又は改	(1) 告示の立案の検討その他の重要な	ア 立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料

及びその経緯	口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ～オ (略)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 (略)
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	ア (略)	裁決、決定	(略)
		イ 審議会等文書 (十四の項口)	定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見 (略)
	ウ・エ (略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
職員の人事に関する事項				
13 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項				
14 告示、訓令及び通達の制定又は改	(1) 告示の立案の検討その他の重要な	ア 立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料

廃及びその経緯	経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）			・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		イ～オ（略）		（略）
	(2)（略）	（略）	（略）	（略）
15（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
16（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
17 独立 行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア（略）	10年	（略）
		イ 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・意見</li> </ul>
	ウ・エ（略）	（略）		
(2)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18 政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律	ア 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告又は提言</li> </ul>

廃及びその経緯	経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）			・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
		イ～オ（略）		（略）
	(2)（略）	（略）	（略）	（略）
15（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
16（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
17 独立 行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア（略）	10年	（略）
		イ 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・意見</li> </ul>
	ウ・エ（略）	（略）		
(2)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18 政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律	ア 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告又は提言</li> </ul>

	第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	係る審議会等文書（二十六の項イ） イ～カ（略）		(略)
19 公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	ア（略） イ 立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） ウ～ケ（略）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
20 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21 国会及び審議会等における審議等に関する	(1) (略) (2) 審議会等（1の項から20の項ま	(略) 審議会等文書（二十九の項）	(略) 10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料

	第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	係る審議会等文書（二十六の項イ） イ～カ（略）		(略)
19 公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	ア（略） イ 立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） ウ～ケ（略）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
20 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21 国会及び審議会等における審議等に関する	(1) (略) (2) 審議会等（1の項から20の項ま	(略) 審議会等文書（二十九の項）	(略) 10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料



る事項	でに掲げるものを除く。)			・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
2 2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				
1 (略)				
2 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。				
3～5 (略)				

る事項	でに掲げるものを除く。)			・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
2 2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				
1 (略)				
2 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。				
3～5 (略)				